

表1 近年の博物館の館種別新設数

	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
人文館	184	233	164	159	191	179
美術館	65	77	85	84	105	108
自然史館	29	22	32	20	25	32
理工館	17	29	22	22	14	24
生物館・園	6	10	7	8	12	11
合計	309	371	310	293	347	354

1992年度はこのほかに8館を含む。

参考文献 糸魚川淳二(1999) 新しい自然史博物館。(東京大学出版会, 東京)

表2 学芸員の配置状況(1993年)

	館数	職員総数	一館あたり職員数	学芸員総数	一館あたり学芸員数	学芸員比率*
1.設置者別						
国立	30	257	8.6	98	3.3	38
県立	203	4106	20.2	1594	7.9	39
市・区立	439	3628	8.3	1058	2.4	29
町村立	322	1225	3.8	150	0.5	12
私立	376	4932	13.1	932	2.5	19
2.館種別						
総合館	95	1143	12.0	503	5.3	44
郷土館	215	970	4.5	156	0.7	16
美術館	252	2680	10.6	751	3.0	28
歴史館	554	4023	7.3	1122	2.0	28
自然史館	58	489	8.4	180	3.1	37
理工館	79	1240	15.7	238	3.0	19
生物館・園	117	3603	30.8	838	7.2	23
合計	1370	14148	10.3	3832	2.8	27

*学芸員比率 = 学芸員数/職員数X100

参考文献 糸魚川淳二(1999) 新しい自然史博物館。(東京大学出版会, 東京)

図1 博物館数の推移

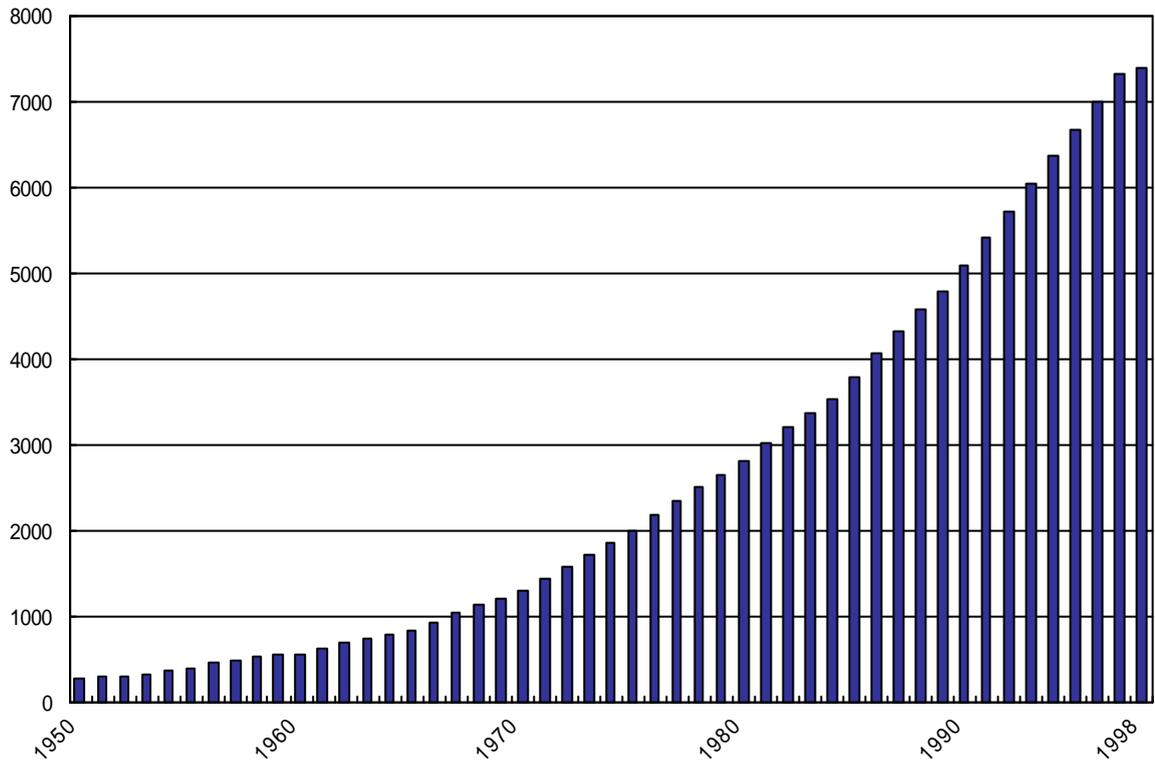


図1 博物館数の推移 横軸は年度、縦軸は館の総数

添付資料 1 博物館法抜粋 特に第 1 章総則を中心に抜粋した。

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、博物館の設定及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。）を除く。）が設置するもので第 2 章の規定による登録を受けたものをいう。

《改正》平 11 法 220

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第 34 条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

(博物館の事業)

第 3 条 博物館は、前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

1. 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
2. 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
3. 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
4. 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
5. 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
6. 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
7. 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
8. 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

9. 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

10. 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

1. 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

2. 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

3. 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

《改正》平11法160

2 前項第2号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

《改正》平11法160

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

《改正》平13法105

添付資料 2 公立博物館の設置及び運営に関する基準抜粋、特に十二条とその 1998 年時の改正内容について抜粋した。

(職員)

第十二条 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、十七人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、六人以上の学芸員補を置くものとする。

2 博物館には、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

文部省告示第百六十一号

博物館法(昭和二十六年法律二百八十五号)・第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭和四十八年文部省告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十年十二月七日

文部大臣 有馬朗人

第十二条第一項中「都道府県及び指定都市の設置する」を削り、同項中「十七人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、六人以上の学芸員又は学芸員補を置く」を「学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努める」に改める。